

③ 【SPORTS GP】 PRO SPORTS GP

SPGP.1 スポーツ GP クラスコンペディション

- ・ 本クラスは、スポーツクラスの個人用水上艇競技の保存促進を目的とする。
- ・ 高度な改造および修正を許可する。
- ・ 本クラスで競技するウォータークラフトは、以下の条件に準拠しなければならない。
- ・ 本カテゴリーのレースは、エントリーレベルの競技者を対象としたものではない。
- ・ 排気量は、自然吸気4ストロークエンジンにおいて **1500cc** 以下とする。4ストロークエンジンにスーパーチャージャーやターボ等の過給機を装備する場合は **1100cc** 以下とする。
- ・ **承認されていない船体の競技参加および出場は認めない。**

SPGP.1.1 一般規定

- ・ すべての水上艇は、規則で代替や変更が許可されている場合を除き、ストック状態（ノーマル、純正装備状態、無加工）を維持しなければならない。
- ・ ルールブックおよびレギュレーションに記載のない変更、または改造を禁ずる。
- ・ **※変更または改造に関する疑義は、競技使用前に JJSA へ問い合わせること。事前確認なく大会に参加した場合はペナルティの対象とする。**
- ・ **いかなる場合においても、水面上へのオイル流出を禁ずる（違反時はペナルティレッド）**
- ・ **船体識別番号は、製造元が提供した状態のまま表示されなければならない。**
- ・ **使用艇は不沈性能を維持しなければならない（違反時はペナルティレッドの対象とする）**

SPGP.1.2 部品の互換性

- ・ 当該機種純正部品は、同モデルの純正部品へのアップデートおよびバックデートを許可する。
- ・ 部品の互換性はボルトオンで装着可能なものとし、規則で代替や修正が認められている場合を除き、取り付けに際して当該部品や他の部品に改造を加えてはならない。

SPGP.1.3 サウンドレベル

- ・ **騒音レベルは、15m の距離において 86dB(a)を超えてはならない。**
- ・ レース中においても騒音レベルの計測を実施する場合がある。
- ・ 騒音レベルが超過していると判断した場合は、走行テストおよび計測を要求する。その際のチーム員またはメカニックの立ち合いは1名までとする。
- ・ 騒音超過が確認された場合はペナルティの対象とする（規定値内に収まらない限り出場不可）
- ・ エンジン始動時、水中以外ではサイレンサーの使用を義務付ける（詳細は関連ルールを参照）

SPGP.1.4 燃料

- ・ **エンジン燃料は、承認された基準を満たすガソリンを使用しなければならない。**

SPGP.2 重量

- ・ スーパーチャージャーまたはターボチャージャーを装備した4ストロークスポーツ PWC は、ベースとなるドナーPWCの船体重量から40%以内の変更を許可する。

SPGP.3 船体

SPGP.3.1 曳航ループ

- ・ 曳航ループは太さ **3mm** 以上の金属製（ワイヤー製）を使用しなければならない。
- ・ 取り付けるワイヤーの直径は **10cm** 以上のループ状としなければならない。
- ・ **曳航中にループが切断した等の場合は、レッドカード（当該ヒート失格）とする。**
- ・ 船体の平面から突出している牽引フックは取り外さなければならない。
※曳航ループのワイヤー製義務化は、救助およびコース外曳航を速やかに行うための措置である。

ワイヤーのささくれ放置やバンパー裏への過度な収納など、迅速な作業を妨げる状態にしてはならない。

SPGP.3.2 船体の改造・変更

- ・ 承認された船体、またはアフターマーケットハルの使用を許可する。
- ・ アッパーデッキは、元となる船体の寸法等から著しい変化のない状態での使用を許可する。
- ・ 船体は IJBA の承認およびホモロゲーションを必須とする。
- ・ アッパーデッキは OEM の形状に類似していなければならない。
- ・ 燃料キャップの位置を、純正取り付け位置から変更してはならない。
- ・ 排気出口位置は、船体ボンドラインより下方かつ後方への移設を許可する。出口位置が船体最後端（リヤバンパーまたはボンドライン位置）を超えて突出してはならない。
- ・ 使用艇は不沈性能を維持しなければならない（違反時はペナルティレッドの対象とする）

SPGP.3.3 スポンソン

- ・ 最大2つのスポンソン装備を許可する。
- ・ 純正スポンソンは、改造、変更、取り外し、または社外品の使用を許可する。各スポンソンの全長は **91.45cm (36.00in)** を超えてはならない。
- ・ スポンソンは、水平面測定においてハル側面から **100mm** を超えて突出してはならない。
- ・ スポンソンの下垂直フィン（羽）は、ベースから下方向へ **63.5mm** を超えてはならない。
- ・ スポンソンのいかなる部分も、ハル側面と底面が交差する点より **38mm (1.5in)** 以上下方に突出してはならない（この場合の底面とは、船底面から一旦立ち上がる面（側面 45° 以上）が現れるまでの範囲を指す）。ただし、ベースに付随する羽状部分は下方 **63.5mm** の規定を超えてはならない。
- ・ 一体物は1つ、分割物はそれぞれ1つとしてカウントする。スポンソンベースに羽・フィン状の物が溶接等で分割不可能な一体型となっている場合はスポンソンベースとみなし、独立した1つとはカウントしない。ただし、ベースに付随する羽状部分は下方 **63.5mm** の規定を超えてはならない。羽・フィン状の物を取り付けずベースのみを使用する場合も1つとしてカウントする。
- ・ スポンソン外側に突出するネジは、なべ型またはトラス型を使用しなければならない（埋め込みの場合は除く）。ワッシャー自体にスムージング性能がある場合は取り付け前に JJSA へ確認すること。
- ・ 社外品または改造されたスポンソンの羽の厚さは **6mm** 以上でなければならない。危険防止のため、全縁には丸みを付けなければならない。
- ・ ハルの滑走面にスポンソンを取り付けてはならない。設置のためのボルト穴部をスムージング目的で掘り込むことによる厚さ不足に注意すること。
- ・ フィン、ラダー、スケグ等の危険を引き起こす付属物は取り付けてはならない。
- ・ ボンドフランジ内側への取り付けを許可するが、スポンソンのいかなる部分もボンドフランジ（バンパーを取り外した状態）下部から **38mm** を超えてはならず、かつ水平面測定時にボンドフランジの外側にはみ出してはならない。内側のスポンソン（羽）も厚さ **6mm** 以上を維持すること。
- ・ スポンソンは危険が生じない限りボンドラインの内側に取り付け、ボンドライン上の凹部に至る形状での作成を許可する。

※特殊形状等、審議の可能性のあるものは事前に JJSA へ問い合わせること。テクニカルディレクターおよびレースディレクターの決定・修正を最終とする。

SPGP.3.4 インテークゲート/スコープゲート

- ・ ゲートの改造または社外品の使用を許可する。
- ・ ゲートの取り外しを禁ずる。最低1本のバーが駆動軸と平行となるタイプを使用しなければならない（脱落時はペナルティの対象とする）

- ・ ゲートは、ポンプ吸入口の平面より下方に **12mm** を超えて突出してはならない。
- ・ 全縁は、危険防止のために丸みを帯びていなければならない。

SPGP.3.5 ライドプレート

- ・ ライドプレート（ポンプカバープレート）の改造または社外品の使用を許可する。
- ・ 後部の延長を許可するが、純正プレートの幅を超えてはならない(後方への延長は **100mm** までとする)
- ・ ポンプカバープレートは純正品の後端より **177.8mm** 以上延長してはならない。
- ・ エクステンション側面は危険が生じないように丸みを帯びていなければならない。
- ・ フィン、ラダー、スケグ等の危険を引き起こす付属物は取り付けしてはならない。

SPGP.3.6 トリムタブ/トリムプレート

- ・ 社外品のトリムタブ（固定式、自動式、またはライダー操作型）の使用を許可する。
- ・ 取り外し可能な純正装備のトリムプレートは、社外品のトリムタブへの変更を許可する。
- ・ トリムタブは滑走面（プレーニング面）の幅を超えてはならず、延長も不可とする。
- ・ 元の滑走面後端から **100mm (3.94 インチ)** を超えて後方へ延長してはならない。トランサムに取り付けられた全ての延長部は、トリムタブとして扱う。
- ・ 全てのエッジは危険が生じないように丸み（半径化）を持たせなければならない。フィン、スケグ、ラダー等の危険を伴う付属物は許可しない。

SPGP.3.7 バンパー

- ・ 危険が生じない限り、交換用バンパーの使用を許可する。船首から船尾までの全周は、非金属かつ柔軟な素材（ゴム、プラスチック等）のバンパーで覆われていなければならない。
- ・ 純正品の寸法を基準とし、バンパーとしての性能を維持できる純正相当品を使用すること（フロントバンパーは純正相当の厚さ、サイドおよびリヤバンパーは5mm～20mmとする）。ただし、メーカーや機種にバンパーの設定が存在しない場合は、最低限船首が覆われていなければならない。
- ・ バンパーはネジ（なべ形状トラス形状）、リベット等を用いて完全に固定しなければならない。
- ・ 鋭利な状態や引っかかりのある状態での使用を禁ずる。
- ・ バンパーの素材は、YAMAHA、KAWASAKI、SEA-DOO で使用されているプラスチック製と同等以上の柔軟性を有する素材でなければならない。注）FRP やカーボン は船体の硬度と変わらないため、船体の一部とみなす。この場合はデッキマットのようなスポンジ質またはゴム質の素材で覆う必要がある。
- ・ バンパーを固定する金属製のネジやリベット等は、バンパー表面を超えて突出してはならない。
- ・ YAMAHA、KAWASAKI、SEA-DOO の純正バンパーはそのまま使用可能とする。社外品バンパーを使用する際、縦型フィン形状を含む形状での制作はスポンソン効果とみなし、形状変更または交換を指示する場合がある。社外品の出幅は本体全幅から5mm～20mmまでとする。

SPGP.3.8 ディフレクター：

- ・ 危険が生じない限り、柔軟なスプレーディフレクターをハルサイドまたはボンドフランジ内側に取り付けすることを許可する。

SPGP.3.9 ステアリング/コントロール：

- ・ ハンドルバー、スロットル、スロットルケーブルおよびグリップは、改造または社外品の使用を許可する。バーエンドの最先端はグリップでなければならない。
- ・ ハンドルバーカバーの改造または取り外しを許可する。社外品のスイッチおよびスイッチハウジングの使用を許可する。
- ・ ランヤードによるエンジンストップ機能は必ず装備しなければならない。

- ・ ステアリングシャフト、ステアリングシャフトホルダー、およびハンドルホルダーは社外品の使用を許可する。
- ・ ハンドルバーは、取り付けブラケットにパッドを装着するか、クロスバーがある場合はクロスバーにパッドを装着しなければならない。
- ・ ステアリングレシオを変更するためのクイックターンステアリングへの改造を許可する。社外品のステアリングケーブルの使用を許可する。
- ・ ハンドルマウントおよび取り付けブラケットは、変更または社外品の使用を許可する。取り付け部分の補強を許可する。

SPGP.3.10 シートアSEMBリ：

- ・ シートアSEMBリは社外品の使用を許可する。安全上の問題を引き起こす改造は許可しない。
- ・ ライダーの脚を包み込む形状はすべて柔らかく柔軟な素材で作られていなければならない。ライダーの各脚の50%を超えて覆ってはならない。
- ・ シートカバーの変更を許可する。座席の高さ変更を許可する。ただし、**背もたれ部の高さは座面から18cmを超えて上げてはならない。**

SPGP.3.11 一般補修：

- ・ パッドやマットキットの追加、およびカスタムペイントを許可する。
- ・ ボンドフランジより上方の船体外側にある金属部分の表面仕上げについて、研磨、ショットピーニング、および塗装を許可する。

SPGP.3.12 ビルジシステム：

- ・ 危険を引き起こさない社外品のビルジ排出システムの取り付けを許可する。
- ・ **船体内に油が多く残る可能性がある場合は、すべてのビルジシステムを停止しなければならない（船体外への油分流出はペナルティレドの対象とする。エンジンプロー等の想定外の事態であっても、本規則違反は絶対的に不可とする）。**

SPGP.3.13 浮力体：

- ・ エンジンルームの浮力体は、取り外し、改造、または社外品への交換を許可する。**ただし不沈性能は維持されなければならない。**

SPGP.3.14 外装・収納等：

- ・ ストレージカバー、ハッチ、カウリング、およびエンジンカバーは、危険が生じず純正品の外観が維持される限りにおいて、改造または社外品の使用を許可する。
- ・ エンジンコンパートメントへの追加のベンチレーション取り付けを許可する。純正の通気口はシールドまたはプラグで塞ぐことを許可する。
- ・ ハンドル、ドロップイン式の収納バケツ、およびボルトオン式のミラーは、危険が生じない限りにおいて、改造、社外品の装備、または取り外しを許可する。

SPGP.3.15 バラスト/ウェイト：

- ・ 危険が生じない限り、船体内にバラストを追加することができる。ただし、水やその他の液体等の使用は許可しない。

SPGP.3.16 フードアSEMBリ：

- ・ フードアSEMBリは、危険が生じなければ改造または社外品の使用を許可する。

SPGP.4 エンジン — 4 ストローク

SPGP.4.1 エンジンブロック：

- ・ ホモロゲーションを通過しているメーカー提供のエンジンブロックを使用しなければならない。オイ

ルラインやウォーターラインにさらされる表面への内部加工、およびシリンダーブロックのヘッドガスケット面の機械加工を許可する。

SPGP.4.2 ヘッド：

- ・ オリジナルの鋳造シリンダーヘッド（純正ヘッド）を使用しなければならない。
- ・ 吸気・排気ランナー、ポートの改造・加工を許可する。
- ・ 吸排気バルブの数は純正本数と同一とする。
- ・ ガスケット面の機械加工を許可する。

SPGP.4.3 バルブ：

- ・ 社外品バルブトレインは純正状態の作動方法を維持しなければならない（ソレノイド作動への変更等は不可）
- ・ 社外品シムによる調整、バルブスプリング、カムシャフトの改造・社外品使用、カムタイミング変更、カムギヤ等の改造を許可する。

SPGP.4.4 ピストン：

- ・ 社外品のピストンアセンブリの使用を許可する。
- ・ エンジンの排気量はクラス指定（1500cc）を超えてはならない。

SPGP.4.5 クランクシャフト

- ・ クランクシャフトは改造または社外品の使用を許可する。
- ・ クランクシャフトの総重量は元の重量の±5.00%以内でなくてはならない。
- ・ 純正品と寸法が同じであれば、交換用のベアリングやベアリングシェルを使用してもよい。

SPGP.4.6 エンジンバルンサー：

- ・ エンジンバルンサーの改造・取り外しを許可する。

SPGP.4.7 コンロッド

- ・ 金属製のアフターマーケットコンロッドを使用してもよい。（カーボン製不可）
- ・ ロッドの長さを変更しストロークの違うコンロッドを使用してもよい。
- ・ 排気量は規定を超えてはならない。

SPGP.4.8 エキゾーストシステム

- ・ 排気システム（マニホールド、マフラー等）の改造を許可する。
- ・ 排気口はボンドフランジより下方かつ後方に位置し、後方へ突出してはならない。

SPGP.4.9 クーリングシステム

- ・ クーリングシステムの改造・追加、社外品ウォーターバイパスの使用を許可する。
- ・ エンジン、インタークーラー、オイルクーラーの水冷システムは改造または社外品使用を許可する。
- ・ 冷却ラインとウォーターバイパスフィッティングは社外品に変更、追加してもよい。
- ・ 全てのバイパスノズル、フィッティングは他のライダーに危険を及ぼさないように、下向きまたは後方にする必要がある。
- ・ ポンプの給水口カバーとウォーターストレーナー（フィルター）は変更・社外品を使用してもよい。
- ・ 冷却システム全体で使用されるバルブは、固定式または自動式でなければならない。
(例：サーモスタット、プレッシャーレギュレーター他)
- ・ 冷却システムフラッシュキットは使用できます。

SPGP.4.10

- ・ 燃料タンク内のバッフル追加、承認を受けた社外品燃料タンクの使用を許可する。
- ・ アフターマーケットの燃料タンクは、燃料タンクが純正燃料タンクの強度と安全基準以上を満たす

必要がある。JCI 検査機構による承認が必要。

- ・ 燃料給油口の位置変更は不可とし、ホースは継ぎ目のない 1 本ものとする。
- ・ フューエルインジェクター、オイルポンプ、スターターモーター等の社外品使用を許可する。

SPGP.4.11 バルブカバー

- ・ バルブカバーは外観や軽量化のためのみ交換を許可する。

SPGP.4.12

- ・ 交換用のスターターモーターとベンディックスを使用してもよい。

SPGP.4.13

- ・ 交換用のエンジンマウントを使用してもよい。

SPGP.4.14

- ・ エンジン仕上げの外部改修(例:メッキ、研磨、塗装)は見た目重視で許可されます。

SPGP.4.15 一般補修：

- ・ 一般的なメンテナンス部品の社外品への交換を許可するが、燃料系ホースのクランプにネジ式は使用不可とする (絞めタイプ推奨)

SPGP.5 エンジン — 2 ストローク

SPGP.5.1 エンジン：

- ・ エンジンのポーリングを許可する。
- ・ 社外品ピストンアセンブリの使用を許可する。
- ・ エンジン排気量はクラス指定を超えてはならない。

SPGP.5.2 クランクケース：

- ・ 純正装備のクランクケースを使用しなければならないが、内部の改造を許可する。
- ・ ベースガスケット等の機械加工、キャブレターパルスラインの追加を許可する。
- ・ ベアリング面やシール面の変更は不可。
- ・ クランクケースドレインシステムの取り外しや塞ぐことを許可する。
- ・ アフターマーケットの取り付け目的でスポットフェイスング、穴あけ、タッピングねじを追加してもよい。
- ・ 点火システムの改良。追加のキャブレターパルスラインフィッティングが取り付けられることがあります。
- ・ ベースガスケットや吸気面は機械加工されていることがあります。
- ・ クランクケース仕上げの外部改修(例えば、メッキ、研磨、塗装)は許可する。見た目だけのためです。
- ・ その他の外部改造や外部修理は一切許可されません。・ その他、点火システム用の取り付け加工や外観のみの改修 (メッキ等) を許可する。
- ・ それ以外の外部改造や修理は一切許可しない。

SPGP.5.3 クランクシャフト

- ・ クランクシャフトの改造やストローク長変更を許可する (規定排気量内に限る)。

SPGP.5.4 エンジンバルancer

- ・ エンジンバルancerは社外品・取り外し・改造を許可する。

SPGP.5.5

- ・ シリンダーのポート高・幅等の変更をしてもよい。
- ・ ポートはシリンダーから追加または削除してもよい。

- ・ ベースガスケット、ヘッドガスケット、排気マニホールドガスケットの表面機械加工を許可する。
- ・ シリンダーはアフターマーケット対応に加工されることがある。
- ・ エポキシタイプの充填材は、ベースガスケット部分の空洞ポケットに追加されることがある。
- ・ ガードルシステムシリンダーヘッドを使用してもよい。
- ・ 排気パワーバルブの部品や作動方法の変更を許可する。
- ・ シリンダーヘッド、エンジンガスケットの社外品使用を許可する。
- ・ 排気システム（チャンバー、ウォーターボックス等）の改造を許可する。
- ・ 排気口位置の変更を許可するが、船体外への突出は不可とする。
- ・ 冷却システムの改造を許可する。
- ・ バイパスノズルは下向きまたは後方へ向けること。
- ・ 手動制御による冷却水流の変更は不可とする。

SPGP.5.6

- ・ エンジン仕上げの外部改修(例:メッキ、研磨、塗装)は以下の通りです。見た目のみで許可されています。

SPGP.5.7

- ・ シリンダーヘッドは改造または社外品使用を許可する。

SPGP.5.8

- ・ エンジンガスケットは改造または社外品使用を許可する。

SPGP.5.9

- ・ 排気システム(すなわち、マニホールド、ヘッドパイプ、エキスパンションチャンバー、ウォーターボックス、マフラーなど)改造をしたり、社外品使用を許可する。
- ・ スルーハル排気は改造または社外品使用を許可する。
- ・ 排気ガスの出口位置はボンドフランジより下方位置で変更してもよい。
- ・ 変更された排気システムの部分は船体より外に突き出してはならない。

SPGP.5.10

- ・ 冷却システムは改造または社外品の使用を許可する。
- ・ 社外品の冷却ラインと水バイパスシステムの使用をしても良い。
- ・ バイパスフィッティングは改造、社外品の使用、または移設可能とする。但し他の選手に危険を与えないよう、下向きまたは後方に向けられなければならない。
- ・ バルブは冷却システム全体で使用されるものは固定型または自動式でなければならない(例:サーモスタット、圧力調整器、ソレノイドなど)。手動で制御される装置(あらゆる作動手段による)は走行中に冷却水の流れを変えることは禁止する。
- ・ 冷却システムのフラッシュキットは変更してもよい。

SPGP.5.11

- ・ 交換用スターターモーターとベンディックスを使用しても良い。

SPGP.5.12

- ・ 交換用エンジンマウントの使用を許可する。

SPGP.5.13

- ・ オイルインジェクションシステムは取り外してもよい。

SPGP.5.14

- ・ 一般的なメンテナンス部品(例:ガスケット、シール、スパークプラグワイヤー、スパークプラグキャップ、配線、水ホース、燃料ライン、燃料フィルター、オイルフィルター、クランプおよびファス

ナー)は社外品を使用してもよい。

SPGP.6 空燃供給 — 4ストローク

SPGP.6.1 燃料噴射：

- ・ インジェクターは燃料流量増加のための改造を許可するが、空気流量を増加させてはならない。
- ・ 燃料レール、レギュレーター、燃料ポンプの社外品使用を許可する。エンジン停止時に燃料ポンプは自動停止しなければならない、手動スイッチ式は不可とする。
- ・ 高圧部分には日本の燃料ホース規格を満たす高圧ホースを使用し、金属製フィルターののみを使用すること。

SPGP.6.2

- ・ USCG、UL-1111、または SAE J-1928 マリン基準を満たす炎止め器を使用しなければならない。
- ・ エアフローセンサーは改造、アフターマーケット、または取り外し可能です。
- ・ フレームアレスターとスロットルボディの間のダクトは改造、または社外品を使用してもよい。

SPGP.6.3 スロットルボディ

- ・ スロットルボディは改造またはアフターマーケットで使用可能です。
- ・ バタフライの数はシリンダー気筒数までは増やしてもよい。
- ・ 吸気マニホールドアセンブリは改造またはアフターマーケット品を使用してもよい。

SPGP.6.4 キャブレター

SPGP.6.5

- ・ 燃料システム全体が閉鎖システムです。
- ・ 船体はエンジンがかかっているかどうかにかかわらず燃料を排出したり、こぼしたりしてはならない。
- ・ 燃料タンクは公認 PWC の改造されていない物に交換、使用してもよい。
- ・ 燃料タンクは船体にしっかり固定されていなければならない。
- ・ 純正品の燃料フィルターとリリーフバルブを使用しなければならない。(改造不可)
- ・ 燃料ピックアップ、燃料フィルター、燃料ペットコックを取り外したり、社外品使用を許可する。
- ・ 追加の燃料フィルターを使用してもよい。
- ・ 燃料タンクの給油口キャップは、危険がなければ改造または社外品使用を許可する。

SPGP.6.6

- ・ **キャッチタンクを追加してもよい。**
- ・ **キャッチタンクの付いていない機種であってもキャッチタンクを取り付けてもよい**
- ・ **ブローバイガスは耐熱、耐油ホースにてインテーク側にもどすか閉じる事。**
- ・ **またはフィルターを取付けて大気開放しても良い。但し船体外に油分流出の可能性のある場合はワンウェイドレンやビルジシステムは封鎖しなくてはならない。**
- ・ **社外品ホースを使用する場合は耐熱、耐油性のあるものを使用する事。**

SPGP.7 空燃供給 — 2ストローク

SPGP.7.1

- ・ キャブレターは排気・燃料漏れがないことを条件に改造や社外品使用を許可する。ベンチュリ数は気筒数まで変更可能とする。スライド式キャブレターは使用不可。
- ・ 燃料タンクへのリターンラインは常に開放しておくこと。追加燃料タンクの使用は不可。電動燃料ポンプは 4psi を超えないものとし、エンジン停止時に自動停止しなければならない(手動スイッチ式不可)

- ・ 燃料システム全体はクローズドシステムとする。ホモロゲーション済みの他 PWC からの無改造タンク流用を許可する。
- ・ USCG 基準等を満たすフレームアレスターを使用すること。日本国内ルールとして、純正同等品であれば改造を許可する（海外レースでは違反となるため注意）
- ・ リードバルブアセンブリやロータリーバルブの改造、社外品使用を許可する。

SPGP.7.2

- ・ 燃料タンクへのリターンラインは常に開いています。
- ・ 追加の燃料タンクの使用はできません。
- ・ 4psi を超えないアフターマーケットまたは改造された電動燃料ポンプが使用されることがあります。
- ・ エンジンが停止時、燃料ポンプは自動的に停止しなければなりません。
- ・ 手動操作のオン/オフタイプの燃料ポンプは使用してはならない。

SPGP.7.3

- ・ アフターマーケット燃料噴射システムおよび部品は、以下の条件を満たす条件で許可されています
- ・ SAE J30R9 に合致する高圧燃料ホースを使用し、ねじ込み式フィッティングまたは同等かつ取り外し不可の圧着式クランプを使用しなければならない。
- ・ 高圧部分(ホースクランプやタイラップなど)は許可されていません。
- ・ 高圧部には金属タイプの燃料フィルターを使用しなければならない。
- ・ エンジンが停止または停止すると、燃料ポンプは自動的に停止しなければなりません。
- ・ 手動操作のオン/オフタイプの燃料ポンプは許可されていません。

SPGP.7.4

- ・ 燃料システム全体がクローズドシステムです。
- ・ 船体内部、外部には燃料を排気したり、こぼしたりしてはならない。
- ・ 製造元から供給される装備で、交換品が改造されていない燃料タンクであれば、別のホモロゲーション済み PWC から流用したタンクは船体内にしっかりと収まるなら、使用してもよい。
- ・ 純正のリリーフバルブは使用しなければならず、改造はできません。
- ・ その燃料ピックアップ、燃料フィルター、燃料ペットコックを取り外したり、アフターマーケット部品を使用することも可能です。
- ・ 追加の燃料フィルターを使用してもよい。
- ・ 燃料タンクの給油口キャップは、危険がなければ改造またはアフターマーケットで使用可能です。
- ・ 他のホモロゲーション PWC 製でないアフターマーケット燃料タンクはレースで許可される場合があります。

SPGP.7.5

- ・ USCG UL-1111（米国船舶関係の電気系や配線に関する安全基準）または SAE J-1928（船舶用電気機器の保護及び設置、エンジンの電気的安全性）マリンバックファイア火災防止装置テスト基準を満たす火災防止装置を設置する必要があります。
- ・ フレームアレスターの改造を許可する（**日本国内ルール。海外レースでは違反となるため注意すること**）ただし、純正同等のフレームアレスターを装備すること。
※注 海外レースではコストガード認定品を改造できない。
- ・ 社外品ホースを使用する場合は耐熱、耐油性のあるものを使用する事。
- ・ フレームアレスターに水吸入防止の耐油、耐火、耐熱性のフィルターやカバーを取り付けてもよい。

SPGP7.6

- ・ リードバルブアセンブリは改造またはアフターマーケットで使用可能です。
- ・ ローターバルブは改造したりアフターマーケット品を使用してもよい。

SPGP.8 点火と電子機器：

SPGP.8.1

- ・ 点火システム、電気ボックス、フライホイールおよびフライホイールカバーは改造したりアフターマーケット品を使用してもよい。
- ・ バッテリー充電回路は無効化または取り外し可能です。

SPGP.8.2

- ・ 追加のバッテリーとバッテリーボックスを使用することもあります。
- ・ バッテリーは適切なバッテリーケースに収まらなければなりません。
- ・ バッテリーは移動可能です。

SPGP.8.3

- ・ エンジン温度センサーアセンブリは取り外しまたは取り外し可能です。

SPGP.9 ターボチャージャー/スーパーチャージャー

SPGP.9.1

- ・ 1100 の cc 以下排気量の 4 ストロークエンジンにはスーパーチャージャーまたはターボチャージャーを追加することができます。
- ・ 1100cc を超える 4 ストロークエンジンは自然吸気でなければなりません。
- ・ 承認されたブースト圧力リリーフバルブは、エンジンで 12.00 PSI 以上の圧力を解放するように設定されなければなりません。
- ・ 強制誘導が許可されている場合。許容差は 1 PSI ですが、いかなる場合も水上船舶が 13.00 PSI 以上の圧力を放出するための試験を行う。

SPGP.9.2 ターボ/スーパーチャージャー

- ・ アフターマーケットのターボチャージャーを使用してもよい。
- ・ ターボチャージャーハウジングは常にフル循環式のウォータージャケットタイプでなければなりません。
- ・ アフターマーケットのスーパーチャージャーを使用してもよい。
- ・ 全てのホース、パイプは改造したり、アフターマーケット品を使用してもよい。
- ・ ブーストセンサーは改造、またはアフターマーケット品を使用してもよい。

SPGP.9.3 インタークーラー

- ・ インタークーラーは改造またはアフターマーケット品を使用してもよい。

SPGP.9.4 ブローオフバルブ

- ・ ブローオフバルブは改造またはアフターマーケットで使用可能です。

SPGP.9.5

- ・ ブーストセンサーは改造またはアフターマーケット品を使用してもよい。

SPGP.10 ドライブライン

SPGP.10.1 ポンプ インペラー

- ・ インペラ、インペラーハウジング、ステーターベーンアセンブリ、ポンプ取り付け板およびポンプシューは改造、またはアフターマーケット品を使用してもよい。

2026 ③ PRO SPORTS GP

- ・ ポンプノズルやステアリングノズルは改造またはアフターマーケット品を使用してもよい。
- ・ ポンプおよびノズル全体の全長は、純正品の長さより **50.00mm(1.97in)**の長さまで延長してもよい。
- ・ アフターマーケット品のノズルトリムシステムを使用してもよい。
- ・ 追加の冷却フィッティングを取り付けてもよい。
- ・ 可視性スパウトは取り外すか停止しなければならない。
- ・ ポンプ入口へのシールの為、シリコーン接着シーラントを使用してもよい。

SPGP.11.2

- ・ カプラー、ベアリングハウジング、ドライブシャフトは、エンジンとポンプが 1:1 の駆動比であれば改造、またはアフターマーケット品を使用してもよい。

補足事項：SPORTS GP クラスは改造の許容範囲が広い為、規定に疑わしい点がある場合は事前に JJSA まで相談すること。